

【4】 認知症高齢者家族やすらぎ支援サービス

内 容	<p>認知症高齢者を介護している家族が、急に介護ができない時に、家族に代わって見守りを行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用料 30分 63円（市に納付する） ・委託料 30分 630円
対象者	<p>市内に住所を有する高齢者のうち要介護者又は要支援者であって認知症であるもの。次の各号のいずれかに該当する時に、必要に応じ介護者に代わり見守り介護を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 介護疲れにより休息が必要である時 2. 冠婚葬祭により介護ができない時 3. 病気等により介護ができない時 4. 緊急な仕事等の都合により介護ができない時

担当：高齢者福祉課 地域包括推進係

☎ 31-0245

✉ koreifukushi@city.masuda.lg.jp

【利用の流れ】

(1)申請	<p>担当介護支援専門員を通じ、地域支援事業申請書を高齢者福祉課へ提出。 ※サービスの利用に関して、本人・家族、介護支援専門員、サービス提供事業所など関係者間で話し合い、合意形成しておくことが前提となる</p> <p>【提出書類】<input type="checkbox"/>地域支援事業申請書 <input type="checkbox"/>個人現況情報 <input type="checkbox"/>ケアプラン</p>
(2)決定	<p>高齢者福祉課にて申請内容を確認し、決定の可否を行う。 結果は「益田市地域支援事業決定（却下）通知書」にてCM、委託事業所へ送付。 ※決定（却下）通知書は、原本と写しの2枚を送付する 原本はご本人やご家族の方へお渡しし、写しはCM等の控えとする</p>
(3)利用	<p>利用時は、その都度市へ相談してください。 委託事業所との調整等を行います。</p>
(4)支払い	<p>利用の翌月に委託事業所から実績報告、委託料請求書を提出してもらう。 実績に基づき、市から本人または家族へ納付書を送付し、利用料の支払いをしてもらう。</p>